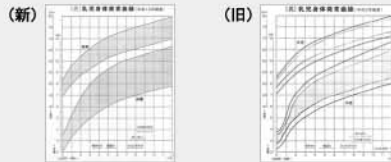


母子健康手帳の改正について

昨年、母子健康手帳の改正が行われ、今年度より改正版の使用が始まりました。今月は、改正後の母子健康手帳についてお話ししたいと思います。

乳幼児身体発育曲線について・・・下図のように変更されました。



その他新しく追加された内容

- ・母子健康管理指導事項連絡カード：産婦人科医から、妊娠中なのであまり無理をさせないようにと職場へ連絡をしてもらい妊婦の労働条件を軽くしてもらうのが目的です。
- ・妊娠中の葉酸の摂取について：神経管閉鎖障害の発症を減らすためには、葉酸の摂取が重要です。
- ・播きながら子育ての予防について：6ヶ月以下の赤ちゃんを強く揺さぶることは避けましょう。
- ・たばこやアルコールの影響について：胎児の発育に影響を及ぼします。
- ・チャイルドシートについて：6歳未満の子供を同乗させて自動車運転する時は、チャイルドシートを使用する事が義務付けられています。

この機会に、もう一度母子健康手帳に目を通してみましょう！なお、妊婦さんや、子育て中のお母さん、お父さん、何か気になる事や相談したい事があれば気軽に保健師までご連絡ください。

健康衛生課 TEL 945-5013

月日	事業名	対象者	場所	受付時間
9/3 (火)	リハビリ	脳卒中後遺症者等	社会福祉センター	13:30~14:00
9/5 (木)	二歳児歯科健診	H12.3.7~H12.6.5	中央公民館	13:30~14:15
9/6 (金)	子宮・乳ガン検診	30歳以上の女性	中央公民館	13:30~14:30
9/10 (火)	リハビリ	脳卒中後遺症者等	社会福祉センター	13:30~14:00
9/11 (水)	子宮・乳ガン検診	30歳以上の女性	中央公民館	13:30~14:30
9/12 (木)	三歳児健診	H11.5.9~H11.6.12	中央公民館	13:30~14:15
9/13 (金)	はつらつ健康教室	水中ウォーキングに関心のある者	県総合運動公園	13:00~13:30
9/17 (火)	リハビリ	脳卒中後遺症者等	社会福祉センター	13:30~14:00
9/18 (水)	デイケア	心の病回復者	健康衛生課集合	9:00~
9/18 (水)	子宮・乳ガン検診	30歳以上の女性	中央公民館	13:30~14:30
9/19 (木)	一歳半健診	H13.2.16~H13.3.19	中央公民館	13:30~14:15
9/22 (日)	乳児一般健診(午前)	H13.11.6~H14.1.6	社会福祉センター	9:00~10:15
9/22 (日)	乳児一般健診(午後)	H14.4.15~H14.6.22	社会福祉センター	13:00~14:15
9/24 (火)	リハビリ	脳卒中後遺症者等	社会福祉センター	13:30~14:00
9/25 (水)	子宮・乳ガン検診	30歳以上の女性	中央公民館	13:30~14:30
9/27 (金)	はつらつ健康教室	水中ウォーキングに関心のある者	県総合運動公園	13:00~13:30
10/1 (火)	リハビリ	脳卒中後遺症者等	社会福祉センター	13:30~14:00
10/4 (金)	パパママ教室1	妊娠中の夫婦	中央公民館	13:30
10/8 (火)	リハビリ	脳卒中後遺症者等	社会福祉センター	13:30~14:00

保健事業日程表

乳がん子宮がん検診を受けましょう

女性にとって、乳がん・子宮がんは気になる病気です。しかし、いくら気にしていても検診を受けなくては自分が大丈夫かどうかわかりません。子宮がん・乳がんを早期発見するには検診が有効な手段です。多くの女性に受けていただきますようお知らせいたします。

なお、今年度も子宮がん・乳がんの個別検診を病院で行います。150名を定員とさせていただきますので、ご希望の方は9月2日~9月30日までに健康衛生課窓口で受付してください。※定員になりしだい締めさせていただきます

料 金	集団検診.....無料
	個別検診.....乳がん検診 (700円) 子宮ガン検診 (1,500円)

日 程	集団検診	
	日 時	受付時間
	9月6日(金)	午後1時30分~午後2時30分
	9月11日(水)	午後1時30分~午後2時30分
	9月18日(金)	午後1時30分~午後2時30分
	9月25日(水)	午後1時30分~午後2時30分
10月21日(金)	午後1時30分~午後2時30分	

個別検診 (受付期間)

9月2日(月)~9月30日(金)

検診時の注意

- ① 受診しやすい服を着る
(ブラウスとスカートを便利です)
- ② 受診前日は性生活を控える。
- ③ 生理の時は検診をさける。

連絡先：西原町役場(健康衛生課) TEL. 945-5013

アイディア箱から

ご意見・ご要望をお聞きするアイディア箱は、町役場ロビー・町中央公民館、町民体育館に設置されています。

【ご質問①】

ごみを捨てる時に、電池や化粧品ビンなど袋に入れるには、あまりすぎず、かといって、いつまでも家においてはおけません。そうして出していると、ゴミ袋自体がごみになります。

【回答(健康衛生課)】

ごみ袋の印刷費は、袋の使用枚数により価格が変わります。つきまして、電池及び化粧品のビン等はそんなに使用される頻度が少ないので、特小のごみ袋を印刷した場合、袋代の単価が高くなり負担が大きくなりますので、特小のごみ袋は検討していません。ごみ袋の指定化はごみを減らす目的であり、ごみの減量化は町民一人一人の協力が必要ですのでご理解ください。

【ご質問②】

町の電気屋さんで、電池を回収するなど出来ないでしょうか。

【回答(健康衛生課)】

大変すばらしいご意見だと思います。自然環境を守るために、現在大手スーパー等においてトレイや牛乳パックをリサイクルするために自主回収しているところが多くなってきて喜ばしいことです。今後、町においては前向きに検討していきたいです。

なお、詳しいことにつきましては、健康衛生課へお問い合わせください。西原町役場健康衛生課 Ⅱ945-5013

五那新相談員のワンポイントアドバイス



町窓口相談員の五那新さん

内職商法

「在宅で仕事をお探しい方」との新聞折込みチラシの内職募集を見て電話した。すぐに専用便せん等の入った小包が送られて来たので代引で3万円を支払い受取った。ところが報酬を得るための作業は不可能に近い程多かった。仕事の内容は60日間で500毎の専用便せんに見本あきつ状を直筆で書き写すこと。こと細かな検品基準(報酬の対象となるか否か)が記されており基準通りに書いたとしても1日2~3枚書くのがやっと。その上500枚の内(枚数不足・未完了・白紙)の納品があった場合は全て無効とするとの内容である。到底やっていた内職ではないので解約し、返金して欲しいと申し出ている30代の女性の方からのご相談内容です。平成13年6月1日から訪問販売方が改正され、内職モニター商法に対する規制の新設がされました。

内職・モニター商法(業務提供誘引販売取引)とは、商品を買わせ、その商品を使った内職の紹介をする。内職の収入で商品クレジット代金は支払って行くと誘う商法です。

パソコンを使ってのホームページ作り内職や、呉服展示会等のモニター募集等があり、高額のパソコンや着物をかわされ支払困難となるトラブルが増えています。今回の事例は同法の適用を受け、クーリング・オフ(契約書面受領後20日間)ができますのでその旨旨申し、後日返金があったとの報告を受けました。「誰でも簡単、高収入」は要注意です!